

物産館かざぐるま 販売委託基準

販売委託者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道の駅よしおか温泉に登録した販売者 2 所定の登録用紙に必要事項を記入し、かざぐるまに提出する事 3 販売者は一年間納品が無い場合に自動的に削除される 4 原則として自分で生産・加工・制作した農作物及び製品に限る
販売商品	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物は当日および前日に収穫したもので、 原則として1日で販売が可能な量を納品する 2 最盛期のものは、納品量に制限をかける場合がある 3 袋詰め、パック詰め、テープ掛けは、生産者が行い、 裸売りは原則として認めない 4 農産物を販売する上での必需品（例えば：筍の米ぬか等）は、 販売委託者が用意する 5 加工食品には製造販売許可書等の写しを提出し、 道の駅よしおか温泉の駅長の承諾を得るものとする 6 販売商品には、法律に基づく食品表示（商品名、原材料、原産地名、 内容量、賞味期限等、製造者名・住所・電話番号）をする
搬入	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託販売品の搬入時及び回収時には、 必ず「物産館かざぐるま」の従業員に声をかける事 2 青果類の搬入時には、「出荷予定表」に必要事項を記入し提出後すること 一度提出した青果類は出荷予定期間内なら再提出はしなくてもよい 3 販売価格は、原則として納品者の希望する適正価格とする 但し、商品の状態、販売状況によって、従業員が価格調整を依頼する 4 搬入時間は原則として8：30～17：00の営業時間内に 従業員入口から納品をする。8時30分より前に搬入を希望の場合は、 指定BOX内に商品と販売希望額を入れておけば 「物産館かざぐるま」スタッフが商品を陳列することができる
回収	<ol style="list-style-type: none"> 1 売れ残った商品については、納品者が引き取ることを原則とする 2 青果類について、翌日までに引き取りが無い場合、 「物産館かざぐるま」で処分することができるものとする 3 廃棄した商品の補償は行わないものとする 4 商品の値引きについては納品者の承諾の上、 「物産館かざぐるま」でも実施できるが、値引き率・値引き開始時間は 納品者が「物産館かざぐるま」に依頼することとする

商品の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 商品の管理は「物産館かざぐるま」が行うが、ディスプレイ中や保管中に自然に起こる商品の劣化日焼け等について責任を負えないものとする 2 天災やお客様による破損など、不可抗力による損失 または損害に関して責任を負えないものとする 3 商品の在庫管理については、原則として販売者が自己管理をする
清算	<ol style="list-style-type: none"> 1 「道の駅よしおか温泉」で販売した商品の清算は、当月末に締めて販売手数料、ラベル代等を差し引いて、翌月の25日に指定の口座に入金する 但し、指定の金融機関が休業日の場合は、その翌日に入金する 2 振込手数料が発生する場合には、納品者が負担するものとする 3 販売手数料については、原則として次の通りとする <ul style="list-style-type: none"> ・吉岡町産の農作物（野菜、花等）は、17%、その他産の農作物は20% ・加工食品と民芸品・工芸品は30% 4 生産者ラベル代は、原則1枚につき1.5円とする 5 支払清算書については、毎月3日までに指定の場所に用意する FAXを希望の場合は、その旨を「物産館かざぐるまに」に伝える 6 月末までに支払清算書の引き取りが無い場合には、処分できるものとする
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 道の駅「よしおか温泉」の敷地内において生産者及び納品者が消費者との直接販売を行うことを禁止する 2 道の駅「よしおか温泉」の敷地内・駐車場の事故に対し、株式会社吉岡町振興公社は一切責任を負わない事とする 3 搬入時及び回収時の自動車の駐車場については指定場所を利用しお客様の迷惑にならないようにする 4 この規約を逸脱する行為がある場合には、 「物産館かざぐるま」の運営上出荷停止をすることもある 5 「道の駅よしおか温泉」の運営方針の変更により委託販売生産者を取り消すことができる。ただし、「道の駅よしおか温泉」は2か月前までに登録者に通知するものとする